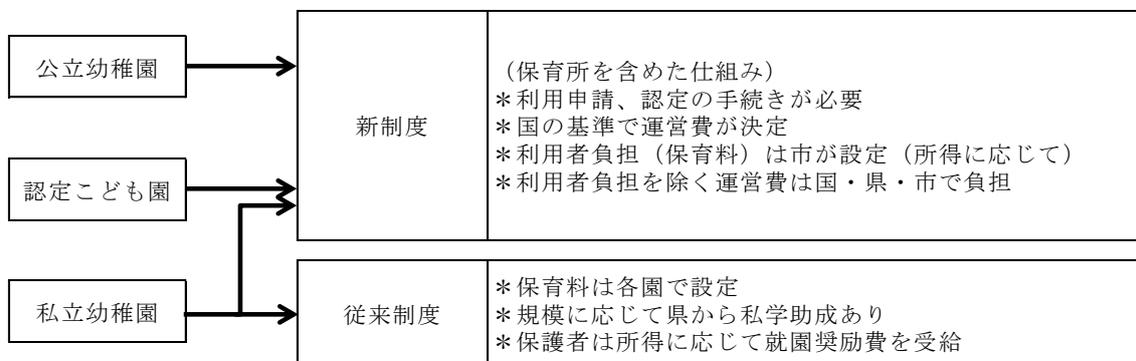
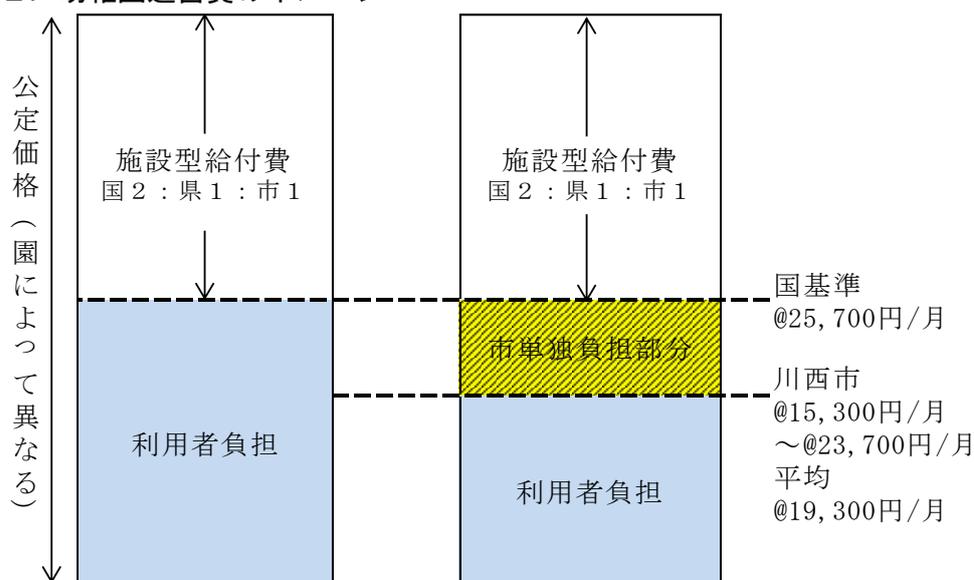


子ども・子育て支援新制度における幼稚園の利用者負担について

1. 新制度への移行について



2. 幼稚園運営費のイメージ



3. 新利用者負担の考え方について

- *利用者負担は、これまでの一律負担から所得に応じた負担に変わる。
- *利用者負担は、保育料に入園料を上乗せして設定する。

4. 川西市の幼稚園における新利用者負担の考え方について

- (1) 保護者負担に配慮し、新制度への円滑な移行をめざす
 - *公立幼稚園については現行水準とする。
 - *私立幼稚園については市内全8園の平均入園料・保育料を基準とする。
- (2) 文部科学省が進める幼児教育の無償化を一部先行して実施する
 - *年収360万円未満世帯の保育料を軽減する。
 - *公立幼稚園、私立幼稚園ともに年収360万円未満世帯の負担を同一とする。

5. 新利用者負担(案)について

*別紙のとおり

6. 経過措置(案)について

*公立幼稚園の在園児については、入園料を既に納付していることから、卒園まで従来の負担とする。

*私立幼稚園は、所得階層によって新制度に移行することで保護者負担増となるケースがあるため、在園児については卒園まで従来の負担、平成27年度入園者については卒園まで現行保護者負担を上限とする（国が示す経過措置に準ずる）。

(経過措置モデル)

